

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十九号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十八号の二を次のように改める。

別記様式第十八号の二

<div style="text-align: center;"> 受 付 印 </div> <div style="text-align: center;">県 税 の 更 正 請 求 書</div>						
年 月 日 (宛先) 埼玉県 税事務所長	納税者又は特別徴収義務者	住所又は所在地				
		氏名又は名称 (代表者氏名)	(電話)			
		法人番号 (法人の場合のみ)				
年 度	税 目	期 (月) 別 事 業 年 度	納 期 限	申 告 区 分	備 考	
			. .			
更 正 前		更 正 後				
税 額 等		課 税 標 準 等		税 額 等		
円				円		
申 告 書 の 提 出 年 月 日			. .			
更正・決定の通知を受けた年月日又は国の税務官署が更正・決定の通知をした日			. .			
地方税法第20条の9の3第2項各号に掲げる理由の生じた日			. .			
請 求 の 理 由 等						

注意 1 更正前の税額等の欄は、更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額を記載すること。

2 請求の理由等の欄は、更正の請求をする理由及び請求に至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十二月三十一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。